

## 寮生活について

### 寮生活の目標

- ・ 自立心と思いやりの心を育てる寮生活
- ・ 寮規・心得を守り、定められた日課での規則正しい寮生活
- ・ 進路目標をもち、その実現のため日々努力する寮生活
- ・ お互いの切磋琢磨と社会性を身につける寮生活

## A 寄宿舎（名称、綱領、寮規、心得）

### 1. 名称

本校寄宿舎を「若竹寮（女子寮）」と称する。

### 2. 綱領

(1) 寮は公舎であると同時に家庭であり、寮監および舎監は教師であると同時に親代り的心得、寮生相互は兄弟姉妹の友愛をもって助けあう。

(2) 寮は学習、寝食、起居を共にする共同生活の場である。寮生は寮規を守り、自主的に規律を重んじ、学業に専念し、他人に迷惑をかけず、明るく健康な精神で生きるように努める。

(3) 寮は質素節制を重んじ、たゆまず心身鍛錬し、礼儀作法を心掛け、清潔・整頓に留意し、徳高寮生として誇りをもち立派な人間としての修養に努める。

### 3. 寮規

(1) 徳之島高等学校の生徒をもって構成する。

(2) 寮生による自主的運営について

(ア) 本寮の運営には舎監、寮監および調理従事者を若干名置いてあたる。ただし、寮生の自立的精神の向上を期して、寮生活を自主的に運営するため、次の役員・係とそれぞれの委員会を置く。

寮長（1名）…寮風の向上、寮生活の自主的運営の指導、寮会の司会、伝達事項の連絡（舎監・寮監との）

副寮長（1名）…寮長を補佐し、寮長不在のときの代行

学習・行事係（若干名）…自主的・効率的な学習がなされるよう、学習環境の計画・運営指導。寮生間の親睦と生活の向上を図るための年間計画・運営

保健・美化係（若干名）…寮生の保健衛生、健康管理面の計画・運営指導。寮内外の清掃・美化と環境整備の計画・運営指導

週番（各室輪番）…時鐘の合図、点呼、ラジオ体操。寮規の徹底、清掃・学習・戸締まり状

況の見回り、ゴミ処理、日誌の記入(舎監の来寮前に書き終えていること)、他

(イ) 寮生はいずれかの役員・係に所属しなければならない。

(ウ) 寮会は寮生全員により構成される。

1. 寮会は毎学期定例的に、また必要に応じて舎監長の許可を得て、舎監・寮監立会いのもとに、持つことができる。

2. 寮会で協議または決議する事項は次のとおりとする。

① 役員を選出 ②寮生活の反省 ③寮の行事に関する件 ④寮の緊急事項の提案、その他

(エ) 寮役員会は寮長、副寮長、および各委員長で構成される。

1. 寮役員会は寮会に次ぐ協議機関であり、舎監会の許可を経て寮長がこれを召集する。

2. 寮役員会は次の各項について審議する。

①寮会で委任された事項 ②各委員会から委任された事項 ③その他必要な事項

(オ) 各委員会はそれぞれの係で構成される。

(3) 入退寮について

(ア) 入寮または退寮を希望するものは、所定の願書を提出して、校長の許可を得なければならない。

(イ) 入寮は下記の点に留意して、決定する。

1. 女子生徒に限る。

2. 入寮は4月当初のみとし、原則として年度末まで在寮するものとする。ただし、バイク免許取得により退寮する場合は2学期末における退寮を認めるが、退寮後の同一年度の再入寮はできない。また、やむをえない事情等により年度途中から入退寮を希望する場合は関係者で審議する。

(22. 2.22 寮運営員会にて改訂)

3. 在寮中は、寮の規則（寮規）を守る。ただし、習い事等による夜間の外出は保護者の責任のもとでこれを認める。

(ウ) 次の場合、退寮を命ずることがある。

1. 本規則における寮規および寮生心得・校則を守らないとき。

2. 舎監、寮監の指示に従わず、寮生として不適合と認めるとき。

3. 飲酒、喫煙、暴力事件、交通違反その他により生徒指導を受けたとき。

4. 寮費の滞納が2カ月以上に及ぶとき。

(4) 寮費について

(7) 寮生の納付金は、寄宿舍保護者会においてこれを決定する。

(イ) 食費 16,000 円、舎費 16,000 円、計 32,000 円を寮費として毎月10日まで納入するものとする。ただし、8月分は舎費のみ7月分と一緒に納入する。やむを得ない事情で遅れる場合は、寮監に届け出ること。

(ウ) 入寮時には、入寮費 10,000 円を納入するものとする。

(エ) 一旦納入した寮費は返還しない。

(オ) 会計報告は寄宿舍保護者会においてこれをおこなう。

(5) 帰省、外出、外泊について

(7) 帰省する場合は予め帰省届を提出し、認可を得ること。

(イ) 帰省・外出等した場合は、門限を厳守すること。夏の門限は午後7時、冬は午後6時とする。

(ウ) 外泊は認めない。

(6) その他

(7) 寮生は寮規および寮生心得・校則を遵守し、寮生としての本分に反する行動をしないこと。

(イ) 寮生の体罰等は絶対にあってはならない。

(ウ) 部外者の寮への出入りは原則として禁止する。面会の必要のある来訪者は、寮監に届け出る。

(エ) 非常事態が起こった場合は、寮監・舎監の指示に従うこと。また、外出中にそのことを知った場合には速やかに帰寮すること。

(オ) 寮には高校生にふさわしくないもの、危険物・動物等を持ち込まないこと。

(カ) 休業中は特に許可された場合を除き、宿泊できない。

(キ) 連休がある場合は宿泊できない。また、台風等で学校が特別休業となる場合も宿泊できない。

4. 心得

(1) 寮生はお互いに協力・自戒し、一人の落伍者もないように協力すること。朝夕は笑顔で挨拶し、エチケット・マナーの向上に心掛けよう。

(2) 火災の恐ろしさを肝に銘じ、コンロ・アイロン・ポット・その他火災発生の恐れのあるものを含めて火気に関する器物は、寮監の許可なしには絶対に使用しないこと。ストーブ等は使用を禁ずる。

(3) 消火器・非常ベルの所在と使用方法を常に確認しておくこと。

(4) 起床・清掃・登下校・食事・学習・就寝等の日課については別に定める日課表に従う。

(5) 登校後、下校時までは無断で帰寮しない。

(6) 寮生は原則として部活動に参加すること。

(7) 次の場合は所定の手続きをし、許可を受けなければならない。

(ア) 病気その他で、やむをえず学校を欠席・欠課・遅刻・早退するとき(この手続きは登校前に)

(イ) 帰省・外泊するとき

(ウ) 所定の時間外の行為(部活、外出、入浴、洗濯)

(エ) 所定外で施設設備を使用するとき(勉強ホール、食堂ホール、台所、電気器具等)

(オ) 寮生以外の者が出入りするとき

(カ) 器具・ガラス等を破損したとき

(8) 学習時間中は静粛にし、計画的・継続的に自己研鑽に努め、次の諸点について十分留意すること。

(ア) ベルの合図で一斉に学習を始める。

(イ) 他室への出入りを慎み、雑談・騒音等他の生徒の勉学を妨げないように気をつける。

(ウ) 学習時間中は就寝、飲食、洗濯を禁ずる。ただし、病気等やむを得ない場合は寮監および舎監に申し出て許可を得る。

(エ) 消灯後の学習は所定の場所で行ない、終了後は戸締まり・消灯する。

(9) 食事、食品については衛生に十分注意し、次のことを厳守する。

(ア) 食事時間を守る

(イ) 食前・食後の挨拶

(ウ) 健康管理のため、偏食の矯正に努める。(残菜を出さないように心掛ける)

(エ) 食後の片付けは各人で行う。

(オ) 各部屋では食事をしない。

(カ) 生徒用冷蔵庫を利用するときは、ポリ袋から出して、必ず記名し、整理しながら入れること。

(10) 保健・清掃については保健・美化係を中心に、常に健康・清潔に心掛け、次のことに留意する。

(ア) 寝具・衣類等は不潔にならないように、日光消毒、洗濯をまめにする。

(イ) 洗濯機や干し場の利用は、お互い能率的に使用し、乾いた洗濯物はその日に取り入れること。

(ウ) 各人の所持品は所定の場所に整頓し、塵は各部屋の内外を問わず、分別して所定の場所に捨てること。

(11) 入浴は時間帯を守るとともに、次の点に留意すること。

(7) 入浴時間は一人 20 分以内とする。

(4) 厳禁行為：湯水の無駄づかい・タオルを浴槽内へ入れること・浴槽内で身体を洗うこと・濡れた体で脱衣室へ上がること・入浴道具の貸借

(5) 包み紙などの後始末と排水口の流れをきちんとし、忘れ物をしないこと。

(12) 所持品には必ず記名し、貴重品は各自責任を持って保管する。(寮監, 舎監に預ける)

(13) 所持品および服装は高校生にふさわしいものとし、質素・清楚に心掛け派手な色や型を避ける。

(14) 洗濯機・風呂・その他、寮の公共物を大切に取り扱い、破損することのないように注意し、使用後は責任を持って片付ける。備え付けの電気製品以外の使用を固く禁ずる (ラジカセを除く)。

(15) 電話の使用, テレビの視聴, マンガについては, 次の時間帯・場所で行う。

(7) 電話使用時間<長電話はしないように!>

夏時間 : PM 6 時 ~ 7 時 5 0 分

冬時間 : PM 6 時 ~ 7 時 2 0 分

ただし, 点呼 5 分前および点呼中は使用しない。

PM 9 : 0 5 ~ 9 : 3 0 は家庭への連絡のみ使用可。

(4) テレビ視聴時間

夏時間 : PM 7 時 5 0 分まで

冬時間 : PM 7 時 2 0 分まで

(5) マンガは所定の部屋でのみ読むこと。各部屋には絶対持ち込まないこと。

## B 日課(生活時程)等

時間 (冬時間)	生活内容 と 留意点
6:10	起床 [時間厳守] 朝の挨拶!
6:15	点呼:各部屋の前
6:15~6:20	ラジオ体操:前庭,雨天時は廊下
6:20~6:30	清掃
6:30~6:40	朝食
7:30 までに	学校に着くこと [時間厳守:5分前着席!] <課外授業を受講する>
8:20 までに	課外授業のない場合に寮を出発 [時間厳守]
8:30~PM4:45	学校生活 <登校後,下校時までは無断で帰寮しない。もし帰寮するときは寮監に届け,入寮する> <寮生は原則として部活動に参加する。部活動に参加しない者は,帰寮後学習する>
PM7:00 (PM 6:00)	門限 [時間厳守]
PM 6:00~PM 7:00	入浴,洗濯 [時間厳守]
PM 6:30~PM 7:00	夕食 [時間厳守]
PM 8:00~PM 11:00	学習時間<PM 9:00~ 9:05 に点呼有り>
PM 11:30 (PM 11:00)	消灯,就寝 [時間厳守]。消灯後は他人に迷惑をかけることなく,睡眠を十分にとろう。 <この時間以後学習するときはホールで行うこと> <定期考査1週間前からは消灯時間を設定しない>

※夏時間は3月~9月まで適用,冬時間は10月~2月まで適用

### 年間の主な行事

新入寮者歓迎遠足(春),寄宿舍保護者会(5月),サマーパーティ(夏),クリスマスパーティ(冬),卒業生を送る会(冬)

大掃除と部屋替え(各学期末考査の最終日に実施。)

毎週木曜日は,帰寮後各部屋の清掃を行う。

※ 保護者の皆様へ

・寮は生徒登校後寮監も不在となります(施錠して閉鎖)。所用で来寮のときは、予め舎監・寮監に連絡をお願いします。

・帰省後、帰寮する場合は、門限を厳守してください。(点呼までには帰寮する事)

・住所異動届等があった場合は連絡してください。

・学習時間中の電話は、緊急の場合を除き避けてください。

・寮費は毎月10日までに払い込んでください。(遅れるときは寮監へ連絡を)

・寮生が熱発・腹痛等で健康をひどく害したときは保護者側で速やかに対応し、回復後(完治してから)、帰寮させてください。